

青森県報

第二千六百九十八号

平成十八年
十月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

平川市の設置に伴う人口の一部改正	(市)	振興課	一
南部町の設置に伴う人口の一部改正	(同)	同	一
弘前市の設置に伴う人口の一部改正	(同)	同	一
おいらせ町の設置に伴う人口の一部改正	(同)	同	一
合併市町村のそれぞれの県議会議員の選挙区に属する区域の人口	(同)	同	一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	(保健衛生課)	二	
結核予防法による医療機関の指定	(同)	二	
身体障害者福祉法による身体障害者療護施設の指定	(障害福祉課)	二	
保安林の指定予定	(林政課)	三	
証紙売りさばき人の名称の変更	(出納課)	三	
出先機関			
土地改良区の役員住所変更	(三八地域)	三	
土地改良区の役員退任	(農林水産)	四	

告

示

青森県告示第七百七十四号

平成十七年十二月二十八日青森県告示第九百五十七号(平川市の設置に伴う人口)

の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

「三万六千九百五十四人」を「三万六千九百五十七人」に、「三万五千三百三十八人」を「三万五千三百三十六人」に改める。

青森県告示第七百七十五号

平成十七年十二月二十八日青森県告示第九百五十八号(南部町の設置に伴う人口)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

「二万五千五百五十三人」を「二万五千五百五十二人」に改める。

青森県告示第七百七十六号

平成十八年二月二十七日青森県告示第百三十四号(弘前市の設置に伴う人口)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

「千五百九十九人」を「千五百九十七人」に、「十八万九千五百九十人」を「十八万九千四百三十三人」に改める。

青森県告示第七百七十七号

平成十八年三月一日青森県告示第百四十九号(おいらせ町の設置に伴う人口)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

「二万四千百七十八人」を「二万四千百七十二人」に改める。

青森県告示第七百七十八号

市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）第十三条第一項の規定により、合併市町村のそれぞれの県議会議員の選挙区に属する区域の人口を次のとおり告示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 域	人 口
青森市の区域のうち南津軽郡選挙区の区域	二〇、六一二人
青森市の区域のうち青森市選挙区の区域	二九〇、八九六人
八戸市の区域のうち三戸郡選挙区の区域	六、二七二人
八戸市の区域のうち八戸市選挙区の区域	一三八、四二八人
五所川原市の区域のうち北津軽郡選挙区の区域	一三、四三七人
五所川原市の区域のうち五所川原市選挙区の区域	四八、七四四人
十和田市の区域のうち上北郡選挙区の区域	五、六三三人
十和田市の区域のうち十和田市選挙区の区域	六二、七三六人
むつ市の区域のうち下北郡選挙区の区域	一五、八一五人
むつ市の区域のうちむつ市選挙区の区域	四八、一三七人

青森県告示第七百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
県病前サカ工調剤薬局	青森市大字造道字磯野三三の一	平成一六・九・二九
サカ工調剤薬局	青森市栄町二丁目八の一六	〃

青森県告示第七百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サカ工薬局県病前	青森市東造道二丁目六の二五	平成一六・九・二〇
サカ工薬局青森栄町	青森市栄町二丁目八の二六	〃

青森県告示第七百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定

により、次のとおり身体障害者療護施設を指定したので、同法第十七条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
山郷館くろいし	黒石市八甲六四の一	平成一八・一〇・二〇

青森県告示第七百八十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の五・三三の二一・三三の二五（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。（

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百八十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市小川町二丁目五の二六

株式会社タムラ

二 変更内容

1 変更前の名称

有限会社タムラ

2 変更後の名称

株式会社タムラ

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月二十七日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員別の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理 事	福村 清美	旧住所 三戸郡五戸町字上大町九の一 新住所 三戸郡五戸町字観音堂五の一	平成一八・一〇・一六

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月二十七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別の	氏名	住	所	退任の年月日
監事	天間 啓次	上北郡東北町上北南四丁目三三の三五四		平成一八・一〇・六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭